○北海道警察臨時的任用職員取扱要綱の制定について

令和２年３月27日
道本務第4997号
／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

この度、道警察に勤務する臨時的任用職員の取扱いについて、新たに別添のとおり「北海道警察臨時的任用職員取扱要綱」を定め、令和２年４月１日から実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

記

第１　趣旨

道警察に勤務する臨時的任用職員の任用、給与、勤務時間等の取扱いについて必要な事項を定め、もって人事管理等の適正を図るものである。

第２　解釈及び運用方針

項　　目	解　　釈　・　運　　用　　方　　針
１　目的（要綱第１関係）	道警察に勤務する職員の任用に関しては、北海道警察職員任用規程（昭和60年警察本部訓令第９号。以下「訓令」という。）で定められているが、本要綱は臨時的任用職員（以下「臨時職員」という。）について、更に必要な事項を定めるものである。
２　定義（要綱第２関係）	臨時職員とは、北海道警察の組織に関する規則（昭和40年道公安委員会規則第２号）第１条の２第１項に定める臨時職員と同意義で、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の３第１項の規定に基づいて臨時的に任用される職員をいう。
３　任用の範囲（要綱第３関係）	職員の任用の方法及び手続に関する規則（昭和28年道人事委員会規則６－０。以下「任用規則」という。）第10条の定めるところにより、職員を臨時的に任用することのできる場合は、次のとおりである。 ア　臨時的任用を行う日から１年以内に廃止されることが予想される臨時の職に関する場合（臨時的業務） イ　任命権者が、その採用候補者の提示の請求に対し人事委員会から適当な採用候補者がない旨の通知を受けた場合又は当該職に係る名簿において、当該職を志望すると認められる者の数が採用すべき者の数よりも少ない旨の通知を受けた場合（恒常的業務） ウ　災害その他重大な事故のため、法第17条第１項の採用、昇任、降任又は転任の方法により職員を任命するまでの間その職を欠員にしておくことができない緊急の場合（突発的業務）
４　任用手続（要綱第５関係）	⑴　訓令第19条に規定する書類等の提出についての留意事項は、次のとおりである。 ア　履歴書は、本人自筆のものに限るものとする。 イ　更新する場合は、書類等の提出を省略することができる。 ⑵　臨時的任用の申請は、必ず、定数内職員に欠員が生じ、かつ任用規則第10条各号の要件に合致した場合にのみ行うこと。 ⑶　募集及び選考の期間を考慮し、臨時的任用の必要が生じた場合は、速やかに申請を行うこと。 ⑷　臨時職員であっても、公務の一部を分担するものであるから、任用に当たっては慎重を期し、特に次の点に留意すること。 ア　法が全面的に適用されるものである。ただし、法第22条（条件付採用）の規定はこの限りでない。

	イ　正式任用に際しては、いかなる優先権も与えられない。 ウ　定数内職員の任用と同様、個別面接を行い、適格性を判断する。 ⑸　任用に際しては、労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条及び労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第５条に基づき任用条件を明示すること。
５　服務（要綱第８関係）	法第30条から第38条までの規定及びこれに基づく条例、規則等は、全面的に適用を受けるところから、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない点において、定数内職員と変わりはない。

別添

北海道警察臨時的任用職員取扱要綱

第１　目的

この要綱は、道警察職員のうち臨時的任用職員（以下「臨時職員」という。）の任用、給与、勤務時間等の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

第２　定義

この要綱において、臨時職員とは北海道警察の組織に関する規則（昭和40年道公安委員会規則第２号）第１条の２第１項に規定する臨時職員をいう。

第３　任用の範囲

臨時職員の任用は、職員の任用の方法及び手続に関する規則（昭和28年道人事委員会規則６－０）第10条各号のいずれかに該当する場合に限り、行うことができるものとする。

第４　任用期間

臨時職員の任用期間は、６月を超えない期間で個別に定めるものとする。この場合において、当該任用期間を６月を超えない期間で更新することができるが、再度更新することはできない。

第５　任用手続

１　所属長は、臨時職員の任用が必要となった場合には、臨時職員任用申請書（別記第１号様式）により、警察本部警務課長に（札幌方面以外の方面の所属長にあっては、当該方面本部の警務課を経由して警察本部警務課長に）申請しなければならない。

２　警察本部警務課長は、前事項の申請により臨時職員の任用を必要と認めたときは、北海道警察職員任用規程（昭和60年道警察本部訓令第９号）第18条及び第19条の規定により必要な手続を経て任用することとする。

３　臨時職員を更新しようとする場合は、所属長は、あらかじめ臨時職員更新申請書（別記第２号様式）により、警察本部警務課長に（札幌方面以外の方面の所属長にあっては、当該方面本部の警務課を経由して警察本部警務課長に）申請しなければならない。

４　任用（更新する場合を含む。）は、全て所属長が辞令（別記第３号様式）を交付して行う。ただし、任用期間の中途において自己都合により退職する場合は、定数内職員が退職する場合と同様式の辞令を交付して行うものとする。

５　臨時職員を任用しようとする場合は、あらかじめ任用期間、従事させる職務の内容、勤務場所、給与等の任用条件を明示しなければならない。

第６　任用条件

１　臨時職員の勤務条件、人事評価等については、法令等で別に定める場合を除き、定数内職員と同様とする。

２　任用する職は、定数内職員と同様とする。

３　任用時期は、定数内職員に欠員が生じた日以降とする。

第７　職名

臨時職員の職名は、定数内職員の例によるものとし、当該職名に「臨時」を冠するものとする。

第８　服務

臨時職員の服務は、定数内職員の例によるものとし、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第30条から38条までの服務に関する各規定及びこれに基づく条例、規則等を適用する。

第９　給与

臨時職員の給与は、北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年道条例第34号）に定めるところにより支給する。

第10　旅費

臨時職員が公務のため旅行したときは、北海道職員等の旅費に関する条例（昭和28年道条例第38号）に定めるところにより支給する。

第11　退職手当

臨時職員の退職手当は、北海道職員等の退職手当に関する条例（昭和28年道条例第149号）に定めるところにより支給する。

第12　勤務時間及び休暇

１　臨時職員の勤務時間及び休暇は、この事項に定めるものを除き、定数内職員の例によるものとする。

２　年次有給休暇の日数は、当該年における在職期間に応じ下表の日数欄に掲げる日数とする。

３　第４の事項により当該年の任期が更新された場合は、更新前の任用期間を通算した期間をもってその者の任用期間とし、更新後に付与することができる年次有給休暇の日数は、当該任用期間に対応する次表の日数欄に掲げる年次有給休暇の日数から更新前にその者に既に付与した日数を差し引いた日数とする。

４　北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成10年人事委員会規則13－42）第10条第１項ただし書及び第２項から第５項までの規定は、臨時職員には適用しない。

在職期間	日数
１月に達するまでの期間	２日
１月を超え２月に達するまでの期間	３日
２月を超え３月に達するまでの期間	５日
３月を超え４月に達するまでの期間	７日
４月を超え５月に達するまでの期間	８日
５月を超え６月に達するまでの期間	10日
６月を超え７月に達するまでの期間	12日
７月を超え８月に達するまでの期間	13日
８月を超え９月に達するまでの期間	15日
９月を超え10月に達するまでの期間	17日
10月を超え11月に達するまでの期間	18日
11月を超え１年未満の期間	20日

第13　懲戒及び分限

1　臨時職員の懲戒については、定数内職員の例による。

2　臨時職員及びこれに対する処分については、分限に関する法の各規定及び行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定は適用しない。

第14　災害補償

臨時職員の災害補償については、地方公務員災害補償基金による補償の対象とする。

第15　その他

1　所属長は、臨時職員の出勤整理簿、勤務記録表その他所要の簿冊を定数内職員に準じて作成し、処理しなければならない。

2　臨時職員の旧姓使用については、定数内職員の例によるものとする。

3　所属長は、臨時職員の任用、給与、勤務時間その他の勤務条件について、この要綱により難い特殊の事情がある場合には、警務部長の承認を受けて措置するものとする。

※　別記様式は省略

別記第１号様式（第５の１の事項関係）

第　　号
年　　月　　日

警 察 本 部 警 務 課 長　　殿

所属長

臨　時　職　員　任　用　申　請　書

次のとおり臨時職員の任用を申請します。

任用を必要とする理由	□　１年以内に廃止される臨時的業務が生じたため □　定員に欠員が生じたため □　災害等重大事故が発生したため 具体的理由
配置予定係名	
任用を必要とする期間	年　　月　　日から　おおむね　　月間

注１　該当する□にレ印を記入すること。
　２　規格は、Ａ列４番縦長とする。

別記第２号様式（第５の３の事項関係）

第　　号
年　　月　　日

警 察 本 部 警 務 課 長　　殿

所属長

臨　時　職　員　更　新　申　請　書

次のとおり臨時職員の更新を申請します。

職　　名	臨時	配置係名	
ふりがな 氏　　名 （年齢）	（　　歳）		
任用期間	年　　月　　日から 年　　月　　日まで　　月間	前回任用期間	年　　月　　日から 年　　月　　日まで
任用理由及び従事させる職務内容			
備　　考			

注　規格は、Ａ列４番縦長とする。

別記第３号様式（第５の４の事項関係）

辞　　令

区　　分	発　　令　　事　　項
氏　　名	
職　　名	
任　用　期　間	から　　まで
給　　料	
そ　の　他	別紙労働条件通知書のとおり

上記のとおり発令する

年　　月　　日

北海道警察本部長

警視監　　印

注　規格は、Ａ列４番縦長とする。

別紙

労働条件通知書

年　　月　　日

様

住所

任用期間	～
就業の場所	
従事すべき業務の内容	
始業、就業の時刻、休憩時間、休日	定数内職員と同様
休暇	1　年次有給休暇 日　　時　（うち繰越分　　日　　時） 2　その他の休暇 この労働条件通知書のほか、北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例による
給与	定数内職員と同様
退職	1　自己都合退職の手続 原則として、退職する30日以上前に届け出ること 2　免職の事由及び手続 定数内職員に準じる
社会保険	定数内職員と同様
雇用保険	定数内職員と同様
更新の有無	1　契約期間の更新の有無 更新する場合があり得る 2　契約の更新は、職員の欠員状況、業務の量及び継続性並びに職務遂行能力等を十分検討の上、判断する。